

域の医師数等の情報も結果的に把握できている点を考慮すると都道府県に行っている業務も無駄とは言い難い。たしかに三師調査で得られる情報は医療施設調査などの他の調査で得られるものもあり、調査票が都道府県レベルを通過するとすべての情報が欠落するわけではないが、業務量の減少というメリットだけで判断できる内容ではなさそうである。都道府県や保健所に調査のとりまとめが委託されている背景に関する理解が実務者の努力が無駄でないという認識につながると考えられた。

なし

E. 結論

三師調査のとりまとめに関する業務の実態等についてのアンケート調査を都道府県および保健所設置市に対して実施した。回収率 86%と高い回収率であった。届出率向上のためには広報活動が重要であるという認識が強く示された。また勤務先住所の番地以下は省略することや診療科目の間に関する説明を記載する等、調査票内容の一部改善も必要である。さらに届け出もれ対象者の実態把握を国レベルで行う必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の出願・取得状況

「医師・歯科医師・薬剤師調査」の現況に関する
全都道府県、保健所設置市アンケート調査結果概要

回収率、有効回答率	全体	85.6% (77/90)
	都道府県	93.6% (44/47)
	市	76.7% (33/43)

質問1. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」の広報活動について

1-1 今回（平成14年度）事前の広報活動を本庁あるいは役所部門として行いましたか。

	県	市
部門単独で行った	26 (59.1%)	13 (39.4%)
保健所と協同して行った	5 (11.4%)	4 (12.1%)
行っていない	8 (18.2%)	9 (27.3%)
不明	4 (9.1%)	0
その他	0	6 (18.2%)

（その他の内容：本庁部門と保健所の区別がない）

→「行った」場合、どのような広報活動を行いましたか。（複数解答可）

	県	市
広報誌	19	15
インターネットのホームページ	10	5
関係団体に依頼	20	15
その他	18	3

（その他の主な内容：ラジオ、テレビ、）

1-2 次回以降行った方がよいと思われる広報活動

有 全体 47% 県 57% 市 35%

主な回答 テレビ、ラジオ、インターネット、新聞

いずれも全国レベルでの広報活動を望む声が多い

1-3 勤務していない有資格者に対する広報活動で工夫している点

有 全体 28% 県 32% 市 27%

主な回答

- ・ AMラジオによる広報
- ・ 広報誌に注意書き、未就業も届出対象者である旨を明記、業務に従事されていない方は連絡くださいの一文などの工夫
- ・ 広報活動ではないが、届出票を配布する際に前回の届出者に調査票を郵送している
- ・ 自宅への届出票の配布（住所がわかる人のみ）
- ・ 目に触れる機会が多いと思われる媒体（新聞）を用い広報を行うことで周知を図った。その結果、「新聞を見て知った。届出票をほしい。」という電話が数件あった
- ・ 届出票をコピーし、次回個人宛に届出票を郵送している

質問2. 届出票の配付に関すること

配付で業務上困難な事項

有 全体 48% 県 40% 市 56%

主な回答

- ・ 勤務していない有資格者の把握。医療機関に従事する有資格者の数の把握。医療機関以外に従事する有資格者の把握。
- ・ 免許外職種に従事している者への届出票の配付。
- ・ 届出票の配布は、主に郵送で行っているため、郵送料の負担が大きい。当該予算手当てがない。
- ・ 作業量が膨大、人員不足。

質問3. 調査に関して県、市の担当課が受けた問い合わせに関すること

3-1 問い合わせ件数

医師届出票	なし 62%	10件以内 18%	50件以内 17%
歯科医師届出票	62%	32%	4%
薬剤師届出票	52%	26%	19%

3-2 主な問い合わせ方法

電話 86% FAX 4% インターネット 1% 書簡 2% その他 7%

3-3 問い合わせ内容（「所定の用紙でなくてもよいか」、等）

主な内容

- ・ 所定の用紙でなくてもよいか。
- ・ 期限が過ぎても提出してよいか。旅行・出張等で提出できないがどうすればよいか。
- ・ 出さないとうなるか。
- ・ 届出票の入手法、届出先。婚姻当による訂正と届出内容の関係。
- ・ 住所を変更したが、用紙はどこに取りに行けばよいか。
- ・ 届出者から直接の問い合わせではないが、保健所を通して免許証の籍訂正による書換えを行った者について、登録年月日を記載するのか、書換え交付年月日を記載するのか、どちらを書いてよいのかという問い合わせが複数あった。また、就業している者で、育児休業、傷病休暇中の者は、「無職の者」に該当するのか。
- ・ 提出しなければ、罰則があるのか？
- ・ 自宅の電話番号も必要か。
- ・ 兼務しているが、どちらで、届出すればよいか。
- ・ 免許書換時に裏書がなく、登録年不明。
- ・ 前回時に届出を出していないが、大丈夫か？
- ・ 引退等で当該の職についていなくても届出が必要か。

・ 苦情 有： 全体 20% 県 11% 市 30%

主な苦情

- ・ 登録番号と登録年度との違いを確認するため電話したところ、「疑っているのか」と怒鳴られた。紛失、免許証再交付を受けた医師や、外国から帰化した医師に間違いが多い。
- ・ 返送費用の負担。
- ・ その他の業務の従事者に従事先を記入する必要はない。
- ・ 記入済みの届出票を県が回収に出向くべきではないのか。
- ・ プライバシー等を理由とする調査自体への抗議。
- ・ 届出票が来ない。
- ・ 電話での照会は失礼。広報活動されていない等。
- ・ 回答したくない。
- ・ 電話番号を記入したくない。

質問4. 届出票の受領（とりまとめ）に関すること

4-1 とりまとめ枚数（都道府県）

医師届出票	<u>251,576</u> 枚
歯科医師届出票	<u>87,635</u> 枚
薬剤師届出票	<u>217,585</u> 枚

4-2 前回（平成12年度）調査時の受領枚数（都道府県）

増加	<u>33</u>
減少	<u>4</u>

4-3 推定届出率（届出数／届出義務者数）

医師届出票	<u>95%以上</u>	<u>県6</u>	<u>市3</u>
	<u>90-94%</u>	<u>県2</u>	<u>市4</u>
歯科医師届出票	<u>95%以上</u>	<u>県6</u>	<u>市5</u>
	<u>90-94%</u>	<u>県2</u>	<u>市2</u>
薬剤師届出票	<u>95%以上</u>	<u>県5</u>	<u>市1</u>
	<u>90-94%</u>	<u>県3</u>	<u>市2</u>
	<u>85-89%</u>	<u>県1</u>	<u>市1</u>
	<u>84%以下</u>	<u>県0</u>	<u>市2</u>

推定の主な理由

- 95%以上：就業者は勤務先等で把握できほぼ回収している。
- わからない：届出義務者総数を把握できていないので推定不可。

4-4 届出状況に影響する要因として考えられること

- ・届出時であることの周知、届出票(様式)の入手方法。
- ・未就業による免許所得意識の希薄。
- ・有資格者の、届出が義務であることの認識が少ないこと。
- ・届出票をできるだけ早く保健所に配置されるように配布する。
- ・罰則が事実上ないこと。
- ・プライバシーに関しては調査票から除く。（自宅の電話とか）
- ・施設によっては、本人ではなく事務員が一括して記入しており、本人が2年に1度届出をしなければならないとの自覚がない。
- ・提出率を上げるためには行政から発送し、督促等を行わなければならない、調査に使える予算の有無と職員の根気が届出状況に影響する。

4-5 届出状況改善のために行っている対策、あるいは行った方がよいと考えられること

- ・インターネットでの届出の導入。
- ・免許の更新制度の導入。
- ・国勢調査のような全国レベルでの周知活動。事実上形骸化している罰則規定の強化。
- ・届出義務者の意識改革が必要。
- ・大学での教育。(
- ・届出義務者が本省へ直接届け出るようにする。もしくは県から届出票を送付する場合でも本省において届出義務者の名簿を配布用に作成していただきたい。
- ・届出書提出郵送料金の行政側負担。電子届出制度の導入。
- ・一度提出した人は、登録しておいて、次回調査時に届出票を郵送する。
- ・配布の時期を早めること。
- ・医師・歯科医師・薬剤師調査の名称変更（「調査」はおかしい）。

4-6 受領（とりまとめ）で業務上困難な事項

- ・配布から回収するまでの期間が短く、期限までに返送されて来ない。
- ・締切りを無視して数ヶ月遅れで提出する事例が多い。
- ・枚数の確認作業。
- ・ナンバリング作業。こちらがなぜ県の負担であるか、明確な説明がない。
- ・あまりにも数が多いため、保管の場所がない。
- ・同一人から複数の届出票が提出されていないかの審査事務（非常勤の場合それぞれの勤務先より提出されている場合があるため）。
- ・提出を複数回にわたり促しても提出しない者への対応。
- ・保健所におけるメ切後も、県では一応受け付けているので、際限がない。
- ・実際に届出漏れは、多くあると思われるが、チェックのしようがない。
- ・業務量に対して、とりまとめ審査機関が短すぎる。

4-7 受領後、とりまとめで行う審査で困難な事項

- ・審査上、訂正が必要なことが多い項目や内容

記入もれ（特に主たる診療科）

医籍登録番号と年月日があわないもの

・問い合わせの必要が生じた延べ件数	県	市	計
医師	838	244	1,082
歯科医師	318	88	406
薬剤師	698	272	970
不明	1,000	150	1,150

質問5.「医師・歯科医師・薬剤師調査」の調査項目について今後検討してほしい事項

有 全体 14 (18%) 県 4 (9%) 市 10 (30%)

主な内容

- ・届出票（表）欄外に「記入にあたり、裏面の『記入上の注意事項』を御覧ください」等を記載した方がよい。
- ・(1) 住所欄には、住民登録とは関係なく、現に住居している場所を記入する旨を裏面に追記した方がよい。
- ・届出票の項目欄に「(現に住居している場所)」等を追記した方がよい。
- ・(5) 登録番号について紛失等で免許証の再交付を受けた場合は、備考欄に「免許証再交付」等と理由を記載するよう、裏面に追記した方がよい。
- ・(6) 登録年月日について「(6) 登録年月日」の項目欄にも、「『再交付年月日』を記入しないこと」等を追記した方がよい。
- ・当初外国籍で登録した者が、日本国籍を取得した場合は日本の登録番号と当初の外国籍登録年月日を記載するよう、届出票と「記入要領及び審査要領」に記載した方がよい。
- ・(10)、(11)（薬剤師届票は(8)、(9) 従事先の名称及び所在地について、「従事先の所在地」については市区町村名まででよいのではないか。
- ・「薬剤師届出票」の「主に従事している施設及び業務の種別」欄に「介護老人保健施設」欄が必要。
- ・主たる診療科名の内容改善。
- ・登録年月日に籍訂正した方が、書換え年月日を記入してくるケースが多数あるため、記入欄でもアピールして欲しい。

- ・住所地の記入を市区町村名までにする。登録年初交付番号表を届出票の裏面に載せるとともに、登録番号、登録年月日の審査は国で医籍等と照合することにより行う。医師届出票の「主たる診療科名の番号」欄の中間線をなくす。(番号を2つ書く人が多い)。
- ・従事先の名称のふりがなが必要かどうか。
- ・個人の電話番号記載は必要か。
- ・登録番号や登録年月日は、厚生労働省に台帳があるので必要ないと思われる。

質問6. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」について調査項目以外に関して今後検討してほしい

事項

有 全体 33 (43%) 県 20 (45%) 市 13 (39%)

- ・医師1人につき届出票1枚となる工夫を出来ないか。
- ・届出義務である旨の記載をもっと目立たせてほしい。
- ・この届出が統計として集計され行政基礎資料となっているため正しい記入が必要なことを周知して欲しい。
- ・人口動態統計と同様に、国でナンバリングしてほしい。
- ・個人が直接、インターネットでの届出が可能にしてほしい。
- ・調査について厚生労働省からの予算措置がないので予算をつけてほしい。
- ・配布先のリストがない状態で配布している現在の方法では保健所担当者の負担が非常に大きい。
- ・届出票に打つ一連番号のナンバリングが相当な負担であるので省略・簡略化できないか。例：現在600枚ごとで一括となっているが、100枚ごとで一括とし束の通し番号を付ける等。
- ・国(厚生労働省)からの通知及び届出票の配布が遅くなっている。(平成14年調査では、前回に比べ1ヶ月以上遅くなっている)

記入上の誤りが少なくなるようレイアウトの変更を検討していただきたい。特に、医師届出票(11)で、主たる診療科名の番号を1マスにかえてほしい。点線で2マスにしているのが、2つ番号を記入される場合が多い。

質問 7. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」を含め、統計行政のオンライン化対策についての要望等

有 全体 29 (38%) 県 21 (48%) 市 8 (24%)

- ・まず、届出様式のPDFによるダウンロードサービスを実現してほしい。その一方で、オンライン上での電子申請についても検討してほしい。
- ・ぜひオンライン化を進めて欲しい。届出率を上げるために保健所レベルでのとりまとめは必要としても、調査票にチェック機能があるだけで照会事務が減ると思われる。しかし、三師調査のように対象者が多い場合、データのとりまとめ・審査は難しくなる気がする。
- ・市町村別の数値についても、なるべく早い時期に国で公表していただきたい。
- ・今後の方針を早めに示してほしい。
- ・オンライン化というより、免許取得者の住所がわかっているので住所録を作成し、各県に配付して欲しい（直接本人あて調査票配布出来る）。

平成 15 年 11 月 14 日

都道府県・市・区保健統計所管課（室） 御中

厚生労働科学研究「医師・歯科医師・薬剤師調査の在り方に関する研究」班によるアンケート調査について（協力依頼）

厚生統計行政の推進につきましては、かねてからご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、厚生労働科学研究（統計情報高度利用総合研究事業）「医師・歯科医師・薬剤師調査の在り方に関する研究」班（主任研究者：島田 直樹 慶應義塾大学医学部専任講師 分担研究者：藍 真澄 東京医科歯科大学医学部附属病院内科診療系老年病内科）において、標記アンケート調査を実施することとなりました。

本アンケート調査は、医師・歯科医師・薬剤師調査に関する業務の実態等についての調査であり、当該調査の在り方について検討するための基礎資料とすることを目的としております。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健統計課 保健統計室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
Tel 03-3595-2958 / Fax 03-3595-1638

**「医師・歯科医師・薬剤師調査」の現況に関する
全都道府県、特別区、保健所設置市アンケート調査**

都道府県・市・区保健統計所管課（室） 御中

この調査は、平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金「医師・歯科医師・薬剤師調査の在り方に関する研究」（主任研究者 慶應義塾大学医学部専任講師 島田 直樹）によるものです。

この調査は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」の今後の在り方を研究するために実施するものです。

届出票については、医師法・歯科医師法・薬剤師法において、届出が義務づけられておりますが、その実態等は十分に把握できていないのが実情です。

そのため、届出の窓口となっている各保健所での現状について昨年度（平成 14 年度）アンケート調査を実施致しました。その結果、調査に関する広報活動や届出後のとりまとめ等に関して、当該調査について保健所を所管する部門の状況も把握する必要が生じてまいりました。お忙しいところ恐れ入りますが、平成 14 年度に実施した調査に関して、別紙のアンケートにお答えいただき、平成 15 年 12 月 2 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて返送していただきたいと思ひます。

ご多忙中恐縮ではございますが、今後の医療行政に役立つ基礎資料となるよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- | | | |
|----------|---|--|
| 1. 実施年月 | ： | 平成 15 年 11 月 |
| 2. 調査実施者 | ： | 主任研究者 島田 直樹 慶應義塾大学医学部専任講師
分担研究者 藍 真澄 東京医科歯科大学医学部附属病院老年病内科 |
| 3. 送付先 | ： | 〒160-8582 東京都新宿区信濃町35
慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 島田 直樹 宛 |

このアンケートに関するお問い合わせは、分担研究者 藍 真澄 東京医科歯科大学医学部附属病院老年病内科（電話 03-5803-5229、FAX 03-5803-0276、E-mail ai.vasc@tmd.ac.jp）へお願いいたします。

厚生労働科学研究（統計情報高度利用総合研究事業）
「医師・歯科医師・薬剤師調査の在り方に関する研究」班
主任研究者 島田 直樹 慶應義塾大学医学部専任講師
分担研究者 藍 真澄 東京医科歯科大学医学部
附属病院老年病内科

「医師・歯科医師・薬剤師調査」の現況に関する
全都道府県・特別区・保健所設置市アンケート調査

自治体名 _____ 都道府県 _____ 市区

記入者御職名 _____

記入者御氏名 _____

連絡先電話番号 _____ - _____ - _____

連絡先メールアドレス _____

以下の各質問の解答について、() 内の該当するものに○をつけて下さい。
また、広い () は自由記述欄ですので、できるだけ具体的に記入して下さい。

質問 1. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」の広報活動についてお尋ねします。

- 1-1 今回(平成14年度)事前の広報活動を本庁あるいは役所部門として行いましたか。
(部門単独で行った・保健所と協同して行った・行っていない・不明・
その他 ())

→「行った」場合、どのような広報活動を行いましたか。(複数解答可)
(広報誌、インターネットのホームページ、関係団体に依頼、
その他 ())

- 1-2 次回以降行った方がよいと思われる広報活動がありましたら記入して下さい。
(有 () ・無)

- 1-3 勤務していない有資格者に対する広報活動で工夫している点がありますか。
(有 () ・無)

質問 2. 届出票の配付に関することについてお尋ねします。

配付で業務上困難な事項について記入して下さい。

(有 () ・無)

4-7 受領後、とりまとめで行う審査で困難な事項

- ・審査上、訂正が必要なことが多い項目や内容を挙げて下さい。

医師届出票 ()

歯科医師届出票 ()

薬剤師届出票 ()

- ・問い合わせの必要が生じた延べ件数 (有 (/ / 件)・無)

- ・その他 (有 ()・無)

質問5. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」の調査項目について今後検討してほしい事項がありましたら記入して下さい。

(有 ()・無)

質問6. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」について調査項目以外に関して今後検討してほしい事項がありましたら記入して下さい。

(有 ()・無)

質問7. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」を含め、統計行政のオンライン化対策についての要望等がありましたら記入して下さい。

(有 ()・無)

お忙しい中アンケートに御協力いただきましてありがとうございました。

医師・歯科医師・薬剤師調査のオンライン化に対応した届出システムの考案

研究委託先 (財)医療情報システム開発センター

要 約

医師・歯科医師・薬剤師調査のオンライン化に対応した届出システムの考案にあたっては、求めるべき利便性のレベルの設定、届け出のオンライン化に伴って発生すると考えられる脅威への対応、オンライン届出にかかる入力地点の設定、届出受付にかかる認証の必要性、届出内容の確認、統計調査や行政手続きの電子申請やネットワークなど既存のサービスの活用方法、などについて検討する必要がある。

これらの背景を踏まえた上で、三師調査のオンラインによる届出システムのモデルを、届出方式、利用者の認証とアクセス制御、従来調査の届出の系統の視点から検討し、メール添付方式、プログラム組立方式、アップロード方式、ブラウザ方式、e-Tax 方式(参考事例)を呈示した。

一方、統計調査の実施にあたっては、届出者のみでなく、保健所、都道府県・保健所設置市、国等の統計調査実施者の利便性の向上及び届出率の改善が、普遍的な課題であり、各オンライン届出モデルが、どのように対応できるかについて研究した。

1. はじめに

e-Japan 重点計画及び国の行政手続き等の電子化推進アクションプランに対応し、厚生労働省が扱う申請・届け出手続き等のオンライン化が計画されている。

このなかで、医師・歯科医師・薬剤師調査(以下三師調査とする)も対象になると考えられるため、全国の医師・歯科医師・薬剤師が隔年ごとの就業の状況等をオンラインで届け出る仕組みを検討した。

昨年度は、e-Japan 全体計画における届出・申請システムの開発状況を概観し、電子申請及び電子認証基盤の状況、電子署名法を利用した認証システムの事例、代理

業のあり方、専門士業者の登録制度の現状等を検討するとともに、厚生労働省の届出システムの検討状況を確認した。次に、本統計調査の実施方法や運用方法の現状を分析した上で、三師調査のオンラインによる届出システム構築の条件として、①求めるべき利便性のレベルの設定、②届け出のオンライン化に伴って発生すると考えられる脅威の分析、③オンライン届出にかかる入力地点の設定、④届出受付にかかる認証の必要性、⑤届出内容の確認、⑥統計調査や行政手続きの電子申請やネットワークなど既存のサービスの活用方法、などについて検討した。さらに、これらの背景を

踏まえた上で、三師調査のオンラインによる届出システムのモデルを、届出方式、利用者の認証とアクセス制御、従来調査の届出の系統の視点から検討し、モデル例及びその評価方法を提案したところである。

一方、統計調査の実施にあたっては、届出者のみでなく、保健所、都道府県・保健所設置市、国等の統計調査実施者の利便性の向上、さらには、三師調査の届出率を改善することが普遍的な課題である。

今年度は、統計調査のオンライン化が、これらの課題にどのように対応できるかについて研究する。

2. 現行の調査方式の改善方法

現在の三師調査は、統計法に基づく届出統計という位置付けで実施されており、届出者本人からの届け出が必要であること、2年に一度実施される調査であること、保健所に提出するものであること、などの条件や規則がある。

これによって、日本全国の医師・歯科医師・薬剤師を対象に、正確な統計調査が実施され、届出者の秘密の保護や調査票の適正な管理、調査票の目的以外の使用の制限などが行われている一方で、現実的な手続きとしては、届出者、保健所、都道府県・特別区・保健所設置市、国(厚生労働省)等の利便性が損なわれたり、さらには、届け出そのものが阻害されることや、統計

調査の運営が円滑でなくなる場合もあると考えられる。

届け出率を向上させるとともに、統計調査を円滑に行うには、統計調査に関わる者の利便性を向上させることが必要と考えられるが、その具体的な方策について、統計調査に関わる者ごとに分けて検討したところ、別添表1の「調査実施の阻害要因の改善方法(現行の調査方式による改善案)」のように考えられた。

なお、現状の調査方法で利便性が阻害されているとする要因を検討する際には、研究協力者藍真澄によって実施された「医師・歯科医師・薬剤師調査の現状に関する全保健所アンケート調査」及び「医師・歯科医師・薬剤師調査の現状に関する全都道府県・特別区・保健所設置市アンケート調査」の回答を参考にした。

3. 統計調査のオンライン化による改善方法

従来の調査形式において指摘されてきた問題点については、「2. 現行の調査方式の改善方法」で検討した方法で、ある程度の改善が見込まれるが、医師法等の身分法及び統計法等の法制度による制約、予算による制約、その他物理的・技術的な制約により、効率的な調査の実施、届出率の向上、利便性の向上には十分結びつかない場合がある。このような場合に、統計調査

に電子的なフォーマットやレイアウトを利用したり、オンラインで調査を実施したりすることによって改善する方法もあると考えられる。

本章においては、これらの具体的な方策について検討したところ、別添表1の「調査実施の阻害要因の改善方法(オンライン化による改善案)」のように考えられた。

4. 三師調査のオンラインによる届出システムのモデル例

昨年度の研究において、三師調査のオンラインによる届出システムのモデルを構築するにあたり、操作性を含めた届出方式を検討し、①メール添付方式、②プログラム組立方式、③アップロード方式、④ブラウザ方式があることを示した。

今年度はさらに、一部地区で国税電子申告・納税システム(e-Tax)が稼動したことに伴い、右システムの申告方式(セキュリティを重視したプログラム組立方式による)についても、本統計調査の届出システムのモデル構築の参考事例とした。

三師調査のオンライン化にかかる利便性や優先順位や求められる柔軟性を達成するための条件を検討することを目的として、以下にそれぞれの方式の概要と特徴を述べる。

①メール添付方式

概要:申請者端末で既存ワープロを使用したり、別途ダウンロードした届出様式を使用して届出書を作成し、電子メールの添付ファイルとして送信する。

長所:市販アプリケーション(MS-Word 等)で作成した届出書を手軽に申請可能である。また、現行(紙ベース)の届出書をほぼ忠実に申請者端末の画面に再現できるアプリケーション(PDF)を利用することにより、電子化への抵抗感を和らげることも可能である。WISH ネットのメール機能を活用することができる。

短所:形式的なエラーチェックができない。WISH ネットを利用する場合、申請場所が保健所に限定される。

②プログラム組立方式

概要:申請者端末に専用アプリケーションをインストールし、調査項目の入力および届出データの送信手続きを行う。

長所:入力データの形式チェック・内容チェックに加え、複数人による署名ができるなどの複雑な要件の関連する届出機能を実現することができる。また、まとめ申請等の大量一括データの送信も可能である。

短所:申請者端末にインストールが必要である。オンラインでの配布も考慮してメンテナンス性を確保する必要がある。

③アップロード方式

概要:申請者端末で既存ワープロを使用したり、別途ダウンロードした届出様式を使用

して届出書を作成し、Web ブラウザから届出データ送信等の手続きを行う。

長所：市販アプリケーション(MS-Word 等)で作成した届出書を手軽に申請可能である。また、現行(紙ベース)の届出書をほぼ忠実に申請者端末の画面に再現できるアプリケーション(PDF)を利用することにより、電子化への抵抗感を和らげることも可能である。

短所：形式的なエラーチェックができない。申請者端末がインターネットに接続されている必要がある。

④ブラウザ方式

概要：Web ブラウザと、ブラウザで実現できない機能をプラグインやアプレット等のモジュールを追加して届出データ送信等の手続きを行う。

長所：GUI を使い操作性の良いシステムを実現し、ユーザに使いやすいアプリケーションを構築することができる。また、一般的なWeb 操作となるため、申請者の利用に際し、特別な負荷を押えられると思われる。届出データ構造を、XML 等の標準的な言語を使用して定義することもでき、調査集計や解析作業への柔軟度を高めることもできる。

短所：申請者端末がインターネットに接続されている必要がある。まとめ申請等の大量一括データの送信を実現するには工夫が必要となる。

⑤国税電子申告・納税システム(e-Tax)

概要：申請者端末に専用のアプリケーション(Webアプリケーション)をインストールし、申請項目の入力および申請データの送信を行う。電子証明書を利用し、送信データに電子署名を付け、本人確認と改ざん防止を実現している。送信直後には、申告データのデータ形式等のチェックを行い、受付番号及び受付時間等を申請者の端末(パソコン画面)に即時通知として表示する。なお、専用アプリケーションは、事前に税務署より入手しておく必要がある。②のプログラム組立(組込)方式と同じである。

長所：入力データの形式チェックや内容チェックが、申請者端末でも受付サーバ側でもできる。もちろん、専用のアプリケーションなので操作性の良い画面構成を実現できる。また、受付サーバへはXML形式でデータを受け渡すので、調査集計や解析作業への柔軟度を高めることができる。

短所：申請者端末がインターネットに接続されている必要がある。また、申請者端末に専用のアプリケーションをインストールする必要があり、機能追加や不具合改修のアップデートを端末ごとに行う必要がある。

なお、各モデルについて、届出形式、調査票入手方法、調査票の入力操作、調査票の送付方法や届出方法、調査票データの形式等の特徴を別添表2「オンラインによる届出システムのモデルの概要」にとりまと

めた。

5. モデルごとの利点と課題

4. で呈示した各モデルについて、届出者にとっての利便性、保健所・都道府県・国等の調査側にとっての利便性を検討した。

また、従来の調査方法において指摘されている問題事項を、調査のオンライン化によってどのように解決できるかについて、「3. 統計調査のオンライン化による改善方法」で検討したところであるが、「4. 三師調査のオンラインによる届出システムのモデル例」で呈示した各モデルでは、どのモデルでどのような事項について解決できるのかを検討した。

その結果を別添表3「オンラインによる届出システムのモデルによる利便性向上の比較検討」に示した。

6. 考察

三師調査のオンライン化の5モデルを、届出者の利便性や調査者の利便性、届出率の向上にどのように貢献できるかという視点から評価したところ、大きく2つに分類できると考えられた。

どの方式を利用しても、届出率の向上にある程度貢献していると考えられる。すなわち、記入のしやすいレイアウトの作成が可能であり、調査への回答及び届出に時間や場所の制約が少なく、また FAQ やインタ

ーフェイスによってきめ細かい対応を行うことで、問合せや照会を削減できる。また調査票の配布や回収にかかる手間や時間が大幅に節減できたり、届出状況の把握がリアルタイムで確認できたりするという利点も大きい。

一方、メール添付方式及びアップロード方式は、技術的に単純であり、オンライン化の要望に迅速に対応できるのみでなく、従来の調査票をそのままイメージ的に電子化しオンラインで届出するという形式のため、届出者、調査者ともに、移行が容易である。ただし、調査の電子化、オンライン化のもうひとつのメリットである、チェックプログラムの実施等により、届出内容の精度の向上、事前の自動審査による調査者の業務負担軽減、調査票データの入力処理や集計処理の自動化などには対応できない。

プログラム組立方式、ブラウザ方式等は、新たなアプリケーションを開発するための時間と費用が必要であり、届出者や調査者にとっては、アプリケーションを組み込んだり、作業のインターフェイスが異なることで、移行が前者ほど容易ではなくなる。ただし、チェックプログラムの実施等により、届出内容の精度の向上、事前の自動審査による調査者の業務負担軽減、調査票データの入力処理や集計処理の自動化などを同時に実施することが可能であり、届出者、調査者双方の利便性が向上することで、統計調査

の効率的な実施のみでなく、届出率の向上も期待できる。

　　今後は、これらの状況を踏まえ、調査の方式を評価、選択していくことが必要である。